

処 分 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項：第7条第1項

処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し

原権者（委任先）：福岡県公安委員会

法 令 の 定 め：

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
 - ・ 第3条（第6号及び第7号を除く。）（自動車運転代行業の要件）
 - ・ 第4条（認定）

処 分 基 準：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。

- ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第4号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。

問 い 合 わ せ 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課
警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）

備 考：